

2022年12月26日
日本生命保険相互会社

マイナンバーカード情報を活用したお客様サービスの拡充について

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、2022年12月から、死亡保険金の請求勧奨にマイナンバーカード情報の活用を開始しました。

マイナンバーカードは昨今、普及がますます進んでおり、今後、デジタル社会の利便性を支えるインフラとなっていくことが想定されます。

当社は、更なるお客様の利便性向上を目指し、積極的にマイナンバーカードを活用したサービスの提供を進めてまいります。

将来的には、保険金・給付金請求など各種手続が、請求レス・手続きレスで行われ、お客様のご負担を極小化することを目指します。

当社はこれまでも、マイナポータルを活用した生命保険料証控除証明書の電子化（2020年10月 生命保険会社8社にて開始）、「日本生命アプリ」によるマイナンバー登録サービス（2021年9月 生命保険業界初^{※1}）といったサービスの提供を行ってまいりました。

今回新たに、生命保険業界初^{※1}の取組みとして、2022年12月より死亡保険金の請求勧奨にマイナンバーカードの「失効情報」の活用を開始しました。

これにより、事前に日本生命アプリでマイナンバーカード情報をご登録いただいたお客様^{※2}の安否を確認し、保険金請求手続をご案内します。

なお、情報照会に際しては、株式会社野村総合研究所（会長兼社長：此本臣吾、以下「NRI」）が提供する公的個人認証サービス「^{イ-ニンショウ}e-NINSHO」を利用します。

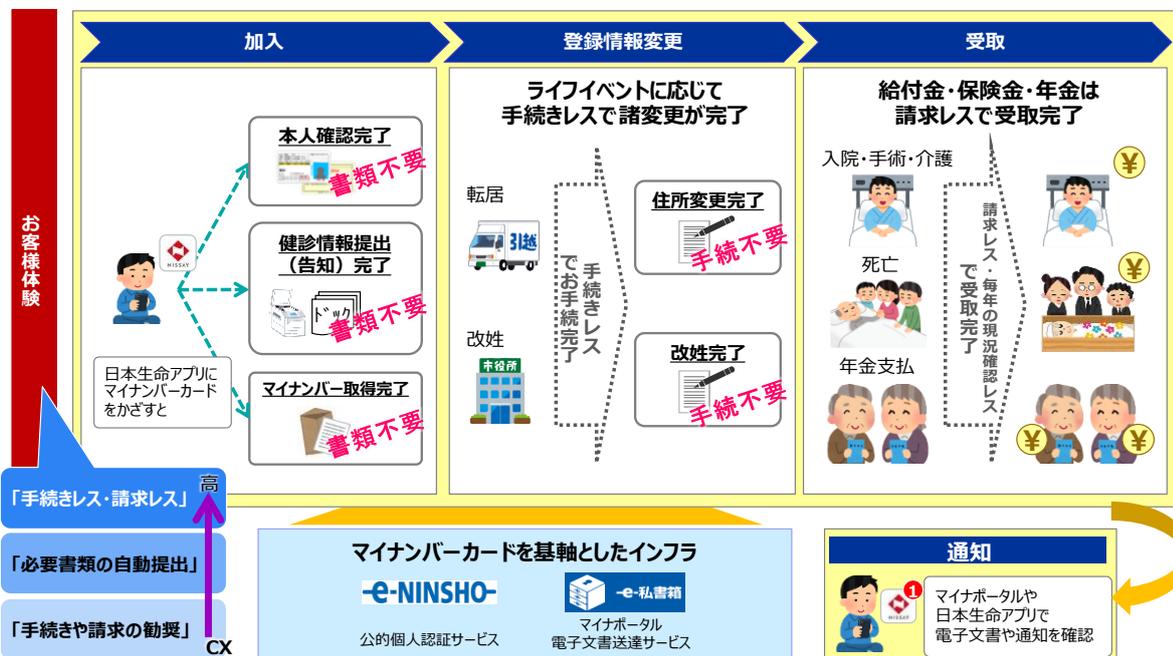
加えて、マイナンバーカードの「有効情報」を活用した年金支払の自動化等も検討しており、今後も順次お客様の利便性向上に資するサービスを提供してまいります。

※1 2022年12月現在 当社調べ

※2 「60歳以上」かつ「契約者と被保険者が同一の契約あり」等のお客様が対象となります。

■ マイナンバーカードを活用して将来的に目指すサービス（イメージ図）

－将来的には各種手を省略し、お客様負担の極小化を目指します。（同意取得を前提）



■ 死亡保険金請求勧奨へのマイナンバーカード情報活用の流れ（2022年12月開始）

－死亡保険金の請求勧奨にマイナンバーカードの「失効情報」を活用します。

対象	「マイナンバーカード登録済」かつ「60歳以上」かつ「契約者と被保険者が同一の契約あり」等 のお客様
情報照会	行政機関に情報照会し、カード有効情報を取得 (NRIの「e-NINSHO」を利用)
失効の場合	
安否確認	電話・訪問により安否を確認
死亡判明の場合	
請求勧奨	死亡保険金請求をご案内